

別 表

事業名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	取組主体	補助率 (補助上限)	重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業	新たな園芸品目等への取組や新技術導入、規模拡大等に 係る機械・施設等の導入・改修等に取り組む新農業人 (就農から3年経過していない農業者〔地域おこし協 力の農業経験者含む〕)や中小規模・家族経営体に対 し、その経費を事業実施主体が補助する事業	市町村	市町村長の認定を受けた事業 実施計画を実施するために必 要な機械・施設等の導入・改 修等に要する経費(※1)	地域農業の維持・発展の観点 で、市町村が当該地域の担い手 と見込む新農業人又は中小規 模・家族経営体等(※2)	1/3以内(※3) 補助上限:2,000千円 1,000円未満の端数がある場合 は、当該端数を切り捨てた額 とする。	1 事業費の30%を 越える減少 2 県補助金の増額を 伴う事業費の増加	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 構造又は能力等の変更 (事業量の20%を越える増減)

※1 中古の機械及び施設等については、取得時点で耐用年数が3年以上であること

※2 認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営のいずれにも該当しないこと

※3 市町村等他の補助額等が、総事業費から県交付額を除いた自己負担額を超えた場合、その超過分を県交付額から除外